

	いただいた意見(要旨)	反映	説明
意見1	月々だと納め忘れたり管理がめんどうなので年会費に	○	年会費とします
意見2	役員以外の地方組織の調整委員にも任期を定めては？ 属人化を防ぐためです	△	年度ごとに人事の承認をとりますので、属人化は防げると考えます。 (役職名等の変更により調整委員を地域運営委員とします。また、将来の方向性はみなさんと議論して行きます。)
意見3	第1章第4条 具体的に併記するなら、最後に「等」と入れるか、「街頭スピーチ、デモンストレーション」なども書き込んでおくことをお勧めします。討論会、講演会、シンポジウムなども書き込むべきかと思えます。 いつでも柔軟に対応できる表現・姿勢にしておくことが賢明かと思えます。	○	指摘に従い条文を整理し、かつ(4)その他を設けて柔軟性を持たせました。具体的な活動案については別途活動方針案で議論することになりました。 (なお、条文追加により第5条としました。)
意見4	●第2章 第7条 会員の資格喪失 除名できる旨、その方法の明記が必要ではないでしょうか。	○	規定(第8条)を設けました。なお、不要という意見、簡素化が必要という意見もありました。
意見5	●第3章 役員 役員の解任条件について必要ではないでしょうか。	○	規定(第13条)を設けました。なお、不要という意見、簡素化が必要という意見もありました。
意見6	●第4章 第16条 3 総会の招集 総会の通知が最低「5日前」とありますが、7日前がギリギリだと感じています。	○	7日前にしました (なお、条文追加により第18条としました。)
意見7	●第4章 第17条 総会の議長 その都度選ぶのではなく、一人に固定した方が良いのではないのでしょうか。	×	他団体にある「総会進行委員」的な役割を別に設ける人的余裕がなく、今後の課題とします。 (なお、条文追加により第19条としました。)
意見8	●第4章 第19条 総会の議決 総会出席者が臨時の議題として提案することはできないのでしょうか。	○	臨時の提案は可能なことを明記しました。 (なお、条文追加により第21条としました。)
意見9	●第4章 第20条 総会での表決権等 「他の会員を代理人として表決を委任」というのは、一般的なのでしょうか？また、委任を受けるのは「4人」までという人数の根拠といえますか、理由は何でしょうか？	—	採決カウントの難易性や出席者数とのバランスを考えて「4人」としました。書面議決は手続き上難しいため採用しない代わりに、地方からの出席が困難な方に配慮しました。 (なお、条文追加により第22条としました。)
意見10	●第5章 第29条 事業報告及び決算 会員に対して総会時に提示されますが、総会に欠席した会員はどのように書類内容を知るのでしょうか？	—	会員には結果をメールまたは書面で送付します。 (なお、条文追加により第32条としました。)
意見11	●会の解散方法 解散が成立するときの条件が見当たりませんでした。	△	第38条に「定めのないものは…」の規定を設けました。
意見12	●解散時の財産処分 処分方法とその決定方法が見当たらないのですが、必要ではないでしょうか。	△	第38条に「定めのないものは…」の規定を設けました。
意見13	「憲法改正の国民投票も小平方式にしようという運動を起こしてはいかがですか？」 「(このご質問の中での「小平方式」とは、有権者の投票率が50%未満なら開票すらしないという条件のことです。」	×	小平方式は「ボイコット運動」などの危険性があり、私たちの「投票に向けて議論を尽くす」方向と逆のベクトルが働く危険性があります。そうした意味で市民案では「最低投票率」規定は設けませんでした。「開票せず」というのは市民の意思を無視することになり問題です。
意見14	「原発」と省略せずに、「原発」は、正式名称として「原子力発電所」であることを初出で明記し、(以下本規約では「原発」)のような処理をしてはいかがでしょうか。	○	反映させました
意見15	「投票権者や最低投票制度などについて、どのように想定していますか。」 「(たとえ条件は難しくなるとしても、「原発」国民投票法は「国民」の総意を反映できるものと願います。)	—	ボイコット運動の危険性も考慮したものがふさわしいと考えます。 (意見13に対する説明を参考にしてください。)
意見16	『みんなで決めよう』=『直接民主主義実現』は人々を動かす目的としては弱いのではないかと「ぜひ『我々は原発に反対だが、それでも賛成の意見も交えてみんなで決めよう』という運動となるように会則と運動方針を改正すべきでは」	×	原発稼働の是非についての結論は「原発」国民投票の結果によって示されるというのが当会の当初からの立場です。 賛否を問わず、活発な議論ができることを重視します。 (これに関連して第4条の規定を設けました。)
意見17	「会の名称を、「脱原発のための」という意味を含めたものに変えること。これは入り口を狭めずにかえて広げる効果があると思われます。 この場合、脱原発の理念を人類的な観点から端的に表す言葉を、会の目的などに付け加えることが望ましい。」	×	(意見16に対する説明を参考にしてください。)
意見18	「所在地については、移転等のたびに規約の変更等を臨時総会等を経て行うのでしょうか？」	—	口座開設などで必要であるため、このような規定にしています。事務所移転などの際には総会までに変更運用できるように別途議決(届け出に際しての柔軟運用の議決)をとります。
意見19	ご意見「年会費も5000円程度なら妥当と思います。」 「費用的に足りない部分は出てくると思いますが、その場合は目的、用途を明記して、会員外にカンパをして貰う形等の方法を決めておいた方が良くもありません。」	△	その通りです。規約には明記しませんが、予算に反映します。 なお、年会費は3000円にする予定です。
意見20	「年会費1口2000円、1口以上にはできませんか。年会費5000円は、経済的に無理です。」	○	(意見19に対する説明を参考にしてください。)
意見21	目的を遂行するに当たり、会として必要な事項、予想される困難なことを明確化しそのうえで必要な経費を算出。その後、会費協力費を決めるべきと思う。	△	予算案は検討中です。会費3000円は最低限の運営費として試算しました。

	いただいた意見(要旨)	反映	説明
意見23	「議論を避ける日本社会。その層の人たちにどうやってアプローチ、働きかけするのかも検討して欲しいです」	○	活動方針に反映させました。
意見24	「原発についてや、国民投票の法制度について、あまり知識が無いのでそれらの状況わかり易く整理し、HP、メール等で、会員に教えて頂けますととてもありがたいです。」	○	これまで様々な情報を発信してきましたが、今後も工夫をして充実に努めます。
意見25	「民意を問い、民意が主権者となるために、原発国民投票運動の規約の中に、「民衆法廷」や、「福島原発事故・調査検証・世界人民法廷」の運動にも情報の共有という形での支援をするという内容を盛り込んでいただければ、現実化の道がさらに広がるものと考えます。」	△	活動方針には総括的な記述をしました。個別の活動については議論していく形となります。
意見26	問合せ先の表示は必要。メールの返事も欲しい	○	行き届かない場合もあったようで申し訳ありませんでした。メールの返事については今後漏れないよう注意をまいります。
意見27	「前事務局長が降板したことで、政界やマスコミに対して今後どう対応していくのか」 「強力なリーダーシップをもった有能な人間が明確なビジョンを提示するのがこの運動に必須ではないでしょうか」	×	事務局長という存在に「お任せ」するのではなく、それぞれの地域や個人が互いに議論し、活発に活動する方向へある意味では「方向転換」いたします。
意見28	「憲法国民投票についてどう考えるのか」という疑問、質問、反問などがあるのは、当然のことです。それについてどう考えるのか、各自が、また、運動体としても思索を深めていく必要があるでしょう。」	△	同時に公表される「共同代表声明文」をご参照ください。
意見29	「メールが受け取れない人には郵便で年に数回、まとめて報告を出せませんか。」	○	その予定です。何らかの報告が会員の皆様にはいくようになります。
意見30	「広くたくさんの方々の考えを知りたい場合には、組織のあり方としてゆるい方がよいと思われること。したがって会員制には反対です。」	△	運動の実行主体としての会員を募り、広くたくさんの方々の考えを集めるための賛同人制を継続するという形です。
意見31	第3条 目的の日時を入れてほしい(附則?)	△	目的達成の期日目標については、活動方針案の論点となっています。
意見32	第10条 「対外的」とは?	—	一般社会などをさします。 (なお、条文追加により第11条としました。)
意見33	解散についても入れる 「目的の国民投票法が施行された後、解散する」	△	第38条に「定めのない時は…」の規定を設けました。 具体的には目的が達成した場合は解散議案を提出して解散総会を実施する事になるかと考えます。
意見34	「会員数想定300人、について、これで活動できますか?」	—	賛同人5000人以上の枠組みを継続するので、体制に大きな変化はありません。
意見35	静かに原発反対をアピールする手段は利き腕と反対の手に白っぽいハンカチを巻く。	△	各人、各地域で検討して提案・実施いただければと思います。